

高松市公の施設指定管理者導入施設に対する評価

評価対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

施設名	高松市ふれあい福祉センター勝賀		
指定管理者	公益財団法人高松市福祉事業団	施設所管課等	長寿福祉課
指定期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日(3年間)	公募・非公募の別	非公募
所在地	高松市香西南町476番地1	業務の概要	施設の維持管理・運営業務 ・会議室(大会議室1、小会議室2、研修室1)の貸出し ・テニスコート・ゲートボール場の貸出し ・浴室の運営 ・高齢者の生活相談及び健康相談の実施 ・高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション等の機会の提供 ・施設利用料金の徴収に関する業務等
施設の概要	【施設】鉄筋コンクリート造 2階建 【職員の状況】職員8名 【開館時間】午前9時から午後5時まで (浴室は午前10時から午後8時まで) 会議室は午前9時から午後10時まで (土曜日及び休日は午後5時まで) 【休館日】日曜日及び年末年始		

	項目名	令和3年度	令和2年度	項目名	令和3年度	令和2年度
利用状況等	利用者数(全体)	31,572 人	30,100 人	機能回復訓練室	13,218 人	14,412 人
	浴室	6,667 人	3,715 人	テニス・ゲートボール	4,647 人	4,743 人
	会議室	5,874 人	5,794 人	アンケート回収数	155 件	125 件
収支状況等	指定管理料	96,215 千円	101,400 千円	精算残額(市へ返納)	1,609 千円	5,407 千円
	収入実績(その他収入)	0 千円	0 千円	会議室使用料	567 千円	376 千円
	支出実績	94,606 千円	95,993 千円	入浴料	2,704 千円	1,502 千円

評価基準	評価項目	指定管理者自己評価コメント	所管課等評価
1 基本事項	①法令上必要な知識等、安全対策、危機管理	高松市ふれあい福祉センター条例等関係法令に基づき、施設の設置目的及び管理基準に沿って管理運営を行った。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策のため、来館者等は除き、市総合センターとのみ合同で年2回の消防避難訓練及び消防設備機器取扱研修を実施し、利用者の安全確保と危機意識の向上に努めた。浴場においては、公衆浴場に係る設置基準等に基づく水質検査を実施するなど、公衆衛生の保持、及び感染予防に努めた。 個人情報保護規程に基づき、保有する個人情報の適正な取扱いに努めたほか、文書の公開申出は提出されなかったものの、公開規程等の適切な解釈、運用能力の向上に努めた。また、環境に配慮した取組みとして、エコ商品の活用や分別リサイクルを行っている。	A
	②個人情報の保護、情報公開、環境への配慮		
2 住民の平等な利用確保	①管理運営、施設事業との関連性	地域住民が気持ちよく、快適な時間を過ごせる施設を目指し、積極的に世代間・地域間交流等の促進を図った。また、高齢者の健康保持増進と自立支援のため、各種相談や機能回復訓練等を実施している。当施設の設置条例及び規則等を遵守し、住民の平等な利用や利用者へのサービスの提供を行うことを基本方針とし、職員の情報共有を徹底し、トラブルにも迅速に対応するとともに、利用者の立場に立った対応について話し合い、必要な改善を行っている。	A
	②平等な利用の確保		
3 施設の効用の最大限の発揮	①利用促進対策	新型コロナウイルス感染症の拡大防止による施設の利用休止もあった中、利用者数は微増となった。昨年度に引き続き、施設の設置目的を踏まえ、会議室利用を中心に、地元関係団体(自治会、老人クラブ等)に積極的に利用を働きかけた。また、施設利用団体の協力を得ながら、施設や地元の街並みなどを紹介する写真展示コーナーなどを設置し、新規利用者の獲得に努めている。 利用者ニーズの正確な把握ができるようアンケート調査を行ったほか、毎日、来館される機能回復訓練室利用者との補助業務中の対話等から要望・意見等を把握し、毎朝、開催する職場会議において情報の共有を図っている。また、利用者からの苦情を適切に解決するため、施設長を苦情解決責任者に充て体制を整備するとともに、問題が生じた場合は、職場会議等で再度共通認識を持ち、適切な対応策を講じている。	B
	②広報・PR対策		
	③企画事業・自主事業		
	④市・関係団体・地域等との連携		
	⑤サービス向上の取組		
	⑥相談・苦情への対応		
4 管理を安定して行うための人員及び財政基盤の確保	①職員確保計画等	職員の適切な配置に努めるため、勤務評定(正規・嘱託)や自己申告(正規)等を作成するとともに、職員研修計画の中で各種研修を受講させ、人材育成や資質向上を図った。夜間の貸館業務については、シフト制を組むなど、適正な勤務体制に努めている。また、全職員を対象に、健康診断及び保健指導を実施し、職員の健康管理に努めている。 損害保険については、施設賠償保険に加入し、対人・対物・訴訟等に対応可能としている。また、収支計画と執行管理については、事業計画に基づき適正に管理し、市委託金についても毎年度、精算処理を行っている。施設経費の執行については、職員による相互のチェックを徹底するとともに、適切な執行管理に努め、当事業団監事(公認会計士)の監査を受けた。	B
	②教育・研修		
	③就業規則等の遵守		
	④施設運営の健全性の確保		
	⑤損害保険等		
	⑥収支計画と執行管理		
5 管理に係る経費の縮減	①収入の確保・適正な人件費	当事業団管理課と執行状況等を照合するとともに、事業団処務規程、会計規程及び就業規則等に基づき、適切な執行管理に努めている。また、当事業団独自に職員の基本給及び管理職手当の自主カットを継続して行うことで、更なる経費削減に努めるとともに、消灯や節水を始め、紙類等の経費削減を図っている。業務委託については、競争入札制度の導入やメリットの見込める業務について、指定管理期間内の複数年契約を結ぶなど、経費の効率化に努めている。	B
	②運営経費の節減対策・コミュニティビジネスの視点		
	③経営の効率化		
	④合理的な会計制度		

総合評価コメント	総合評価
施設の管理条例や関係法令を遵守し、安全管理等、施設管理は適切に行われている。また、個人情報保護については、独自に個人情報保護規程を設けることで、厳格な情報管理を実施しているほか、令和3年度については申し出はなかったが、情報開示が必要な場合には、必ず市の承認を得た上で行う取扱いを徹底させている。指定管理業務については、施設の目的・運営方針が明確であり、公共性も確保されていることから、安定した運営がなされている。職員への意識の浸透も適切に行われている。 また、利用者からの声を取り入れ、頻りに職員間で情報共有等を行うなど、住民に寄り添った施設運営が実施されている。 このほか、施設建設後十数年が経過し、修繕が必要となる箇所が増加傾向にあるが、職員が軽微な修繕を行っていることや、夜間の入浴や貸館業務については、シフト制を組むなど、職員の勤務時間に配慮し、適正な勤務体制構築に努めていること、経費の効率的な運営に取り組んでいることなど、管理運営の効率化に対する努力は高く評価できる。 館内は非常に清潔感のある雰囲気、過ごしやすく、利用者からも親しみを持たれている。また、施設全体の設備点検を強化し、安全管理意識の向上も図られている。 新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、また感染拡大に伴う施設の利用休止等に関する対応についても、適切に行われていた。 施設修繕費の執行に当たっては、市と連携することで、効率的な対応を継続し、職員が協力してより良い施設運営を心掛けていた。 なお、令和4年3月31日をもって公益財団法人高松市福祉事業団は解散となる。令和4年度からは、市で直接管理運営していくこととなるが、今後も、勝賀総合センターなど、関係部署との連携を図りながら、利用者目線に立ち、より一層努力と工夫を重ねることで、地域に密着した施設となることを目指したい。	B